

とらいあんぐる



第1回(令和元年8月3日) 「デートDV」ってなあに?

こどもたちをデートDVの「加害者」や「被害者」にさせないために、NPO法人 ハートスペースM の財津三千代さんを講師にお招きし、デートDVの実態と防止について、お話をさせていただきました。

参加者の声

- デートDVの被害者は被害にあっていると気づかないということ、それに気づくような手立てが必要だと思いました。まわりで気づいてあげること、気づいてあげられる人が増えるよう、多くの方が学んでほしいと思いました。
- デートDVの被害が予想していたよりも多いと感じました。
- 相談機関が少ないということが印象に残りました。学校等で年齢が若いうちからDV教育を受けたらと思いました。



※**デートDVとは**
結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のこと

※**デートDVの暴力とは**
相手を自分の思い通りにコントロールしようとする行動等のこと

第2回(令和元年10月19日) 多様性に富んだ活力ある えびの市をめざして

誰もが安心して暮らすことができるために、男女共同参画の視点にたった地域づくりについて、オフィスピュア 高崎 恵さんを講師にお招きして、ゲームを取り入れたワークショップ形式でお話をさせていただきました。

参加者の声

- 日ごろ、自分はYOUメッセージになっている場面が少なからずあるなと感じました。そのことに気づけたことに感謝します。
- YOUメッセージからIメッセージの大切さと、違いが結び合っ、新しいものが見えてくるという言葉がとても印象に残りました。
- 今まで、自分のことだけ考え、まわりのことを考えていませんでした。改めて考えさせられました。



※**YOUメッセージとは**
自分と違う意見等を言う相手に対して「あなた」を主語にして、攻撃的に責めたり、批判したりする等、自分の主張だけを伝えること

※**Iメッセージとは**
他者とは違う意見を話す時「わたし」を主語にして、なぜ違う意見があるのか、その理由や気持ちを相手に率直に伝えること

男女共同参画週間

令和元年6月23日～29日

期間中、市役所本庁、宮崎銀行飯野支店でパネル展示を、また、道の駅えびのいで県男女共同参画地域推進員、人権擁護委員、きさらぎ会のみなさんと男女共同参画社会の形成の促進を図るため、チラシ配布などの啓発活動を行いました。



女性に対する暴力をなくす運動

令和元年11月12日～25日

期間中、市役所本庁および産業文化祭時に女性の人権尊重のための意識啓発を図るため、パネル展示を行いました。



えびの市女性相談所

西諸地域で女性相談所があるのはえびの市だけです。女性の様々な悩みや不安に対して、専門の女性相談員が問題の解決に向けていっしょに考えていきますので、一人で悩まずご相談ください。

【相談日】月曜日から金曜日(祝日・年末年始/休) 9時00分～16時00分

【相談電話】フリーダイヤル(無料) 0120-123-693 TEL 35-0152

※どなたでも相談できます。年齢は問いません。 ※面接相談を希望される方は、事前にご連絡ください。 ※相談内容の秘密は守ります。外部にもれることはありません。

出前講座のご案内

市では、地域・団体・事業所・学校等への出前講座を行っています。「男女共同参画について」「人権について」など、担当職員及び地域推進員がわかりやすくお話ししますので、どうぞ活用ください。

編集：えびの市総務課/男女共同参画推進グループ きさらぎ会
発行：えびの市総務課
電話：0984-35-3711(内線350) メールアドレス：somu@city.ebino.lg.jp

メディア・リテラシー講座

～自分を好きになるために
メディアを読み解く力をつけよう～

市内の全中学校1年生を対象に、メディアからもたらされる膨大な情報を鵜呑みにするのではなく、主体的に読み解く力をつけてもらうために毎年実施しています。



男女共同参画講演会

令和2年1月18日(きさらぎ会主催)

「議員生活16年 私を支えた男女共同参画」
始良市議会議員の新福愛子さんを講師にお招きし、お話をさせていただきました。



男女共同参画社会とは

性別に関わりなく、すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって学校、職場、地域、家庭その他のあらゆる分野における活動に参加する機会が平等に確保されることにより、すべての人が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことです。

《男女共同参画社会基本法・えびの市男女共同参画推進条例》